

令和5年度「命の教育の推進」にむけて
なくそういじめ 広めよう思いやり

STOP いじめ

～いじめを絶対に許さない～

いじめは決して許されません。しかし、どの学校でも、どの子にも起こり得る問題です。また、誰もがいじめの側、いじめられる側になる可能性があります。学校・家庭・地域の大人が連携を図り、いじめを絶対に許さない姿勢を示し、四街道市の大切な子どもの笑顔を守るために、このリーフレットを作成しました。



「命の教育」の推進とは

市教育委員会では、市内小中学校全校において、次の3つをねらいとし、8つの方策を掲げ「命の教育」の推進に取り組んでいます。

3つのねらい

「思いやる心」の育成：人を大切にし、思いやる心を育てます

「強い心」の育成：困難に負けず、課題を乗り越えていく強い心を育てます

「自尊感情」の育成：自分を大切にする心、自己肯定感や自己有用感の醸成を図ります

「いじめ」とは・・・

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条より）

【いじめの例】

- 仲間はずれにする
- からかう、ひやかす
- 陰口や悪口を言いふらす
- お金を強要する
- 恥ずかしい思いをさせる、服を脱がせる
- いつも同じ役回り（鬼ごっこの鬼やゴミ捨ての当番など）を強要する
- 電子メールやSNS等で他人を中傷する内容、個人情報、写真などを掲示する 等
- 無視する。（個人で、集団で）
- 叩く、殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- 物を隠す、取り上げる
- 使い走りをさせる、荷物を持たせる
- 嫌がることをする、万引きを強要する

小さなサインも見逃さずキャッチ！ 子どものサイン気づきリスト

持ち物の変化

- ・持ち物がなくなる。(いたずら書きの跡、破れている、壊れている・・・等)
- ・いろいろな理由をつけてお金を求めることが多くなる。
- ・家庭からお金など貴重品がなくなることがある。(大金が財布に入っている)

態度・雰囲気(暴力的・情緒不安定・言葉・発言・癖・目線)

- ・家族やペットに当たり散らすなど、乱暴になる。
- ・何かにおびえるかのように、おどおどした様子が見られる。
- ・目が合わない、表情が暗い。

友人関係

- ・友だちと遊びに出なくなり、一人でいることが多い。
- ・学校や友だちの話をあまりしなくなる、または、したがない。
- ・携帯電話が鳴るが出ようとしない。(着信音におびえる、または終始操作をしている)
- ・遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。

食事の様子

- ・食事の量が急激に増えたり減ったり、また、黙って食べたりするようになる。

部活動

- ・遅刻、休みがち(ネガティブ発言が増える)。
- ・部活動の仲間、顧問との接触を避ける。

返事・挨拶

- ・近所の人に、挨拶をしなくなったり、うつむいたりする様子が見られるようになる。

取り組む姿勢

- ・学習意欲がなくなり、成績が下がり始める。

登下校

- ・一人で下校することが多くなる。
- ・学校を休みがち(遅刻、早退が増えた)。

傷

- ・体のあちこちに傷やあざがある、またはそれを隠そうとする。

服飾

- ・衣服が不自然に汚れていたり、破れたりしている。

生活リズム

- ・行動パターンが変わる。眠れない。あくびが多い。

健康

- ・朝になると、頭痛や腹痛などを訴え、登校を渋る。



家庭でのいじめ根絶の取り組み

- ① いじめは絶対に許されないことをていねいに教える。
- ② いじめは人権の侵害であることを教え、命を大切にすることや思いやりの心を育てる。
- ③ 子どもの小さなサインを見逃さないようにする。子どもの話にじっくり耳を傾ける。
- ④ 「ネット上のいじめ」から子どもたちを守るため、携帯電話等を利用するルールを作り、フィルタリングをかける。
- ⑤ 学校や相談機関に相談する。
- ⑥ 日頃から、大人同士(家庭と、地域と、学校と)の協力関係を築く。





いじめられている子どもは、「家族に心配をかけたくない、いじめられていることを隠したい」といった思いから、自分から打ち明けられない場合があります。
お子さんの様子の変化に気を付け、気になることがあれば、お子さんに話を聞いてみましょう。

いじめのサインに気づいたら・・・

○まずは、お子さんの話をじっくりと時間をかけて聴いてください。

※聴くときのポイントは・・・

- ・「聴き出す」のではなく、苦しい感情に寄り添う気持ちで
- ・話しやすい時間や、場所を考えて
- ・大人の意見は挟まずに、最後まで話を聴く
- ・客観的な事実だけでなく、その時の心理状態を想像しながら聴く

○じっくり聴いたら「絶対にあなたを守る」という気持ちを伝えてください。

○学校（担任、養護教諭など相談しやすい先生）に相談しましょう。

- ・その他の相談機関（教育サポート室など）に相談することも有効です。



子どもたちの笑顔を支えるためにご家庭で、心がけていただきたいこと

子どもと一緒に過ごす時間をつくる

親と子どもと一緒に過ごす時間が少なくありませんか？

食事を一緒にとるなど、一緒に過ごす時間をつくり、会話をする機会をもつようにしてください。

子どもの様子にアンテナを高くする

お子さんは、今どんなことに夢中になっていますか？

どのような友だちと、どのような遊びをしていますか？

学校での学習や生活の様子、放課後の過ごし方などについて把握するとともに、お子さんの表情や言動、持ち物、交友関係などにもアンテナを高くしましょう。

何でも話せる家庭の雰囲気をつくる

お子さんは、困ったことや悩みを家族に話していますか？

「何でも聞いてくれる」という雰囲気が、問題の早期発見・早期対応につながります。

子どもを認める機会、ほめる機会を増やす

日頃から、お子さんを励まし、ほめていますか？

子どもは、認められ、ほめられることで自信をつけ、自己肯定感が高まります。

大人同士のつながりを強める

地域の大人同士のつながりはありますか？

日頃から、学校行事やPTA 行事、地域の行事等に積極的に参加し、大人同士の協力関係を強めることで、地域の子どもたちを守る環境をつくりましょう。

ネットの利用から「いじめ」に発展

近年、ネットの利用から「いじめ」に発展するケースが目立っています。

例えば、SNSへ投稿した内容に対して、無料通話アプリ上で誹謗・中傷することや、撮影した写真を無断で拡散すること等があります。これらのいじめは、見えないところで発生しています。

携帯電話は、保護者の責任、管理下での使用となります。再度、各家庭で携帯電話を与えることの必要性や利用のルールを確認していくことが重要です。

「ネット上のいじめ」とは・・・

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、SNSやインターネット上のサイトなどに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、悪いイメージを持たせるためになりすまして書き込んだりするなどの方法により、いじめを行うものです。

市教育委員会では、平成29年2月に小中学校児童生徒サミットを開催し、SNS使用にあたってのルールを下記のとおり策定しました。家庭でも5つのルールを意識できるよう、子どもたちに声をかけてください。

<市の5つのSNSルール>

「見えないいじめ」はないですか？

① ネットにある情報は、すぐに信用しないで正しいかどうか確認しよう！

③ (メールやLINEを) 送信する前に、相手の気持ちを考える時間を作ろう！

⑤ 不安になった時は、家族などの信頼できる人に相談しよう！

② 家庭と相談し、具体的な使用時間を決め、メリハリをつけて使おう！

④ 実名、住所などの個人情報は載せないようにしましょう！

いじめの相談と通報について

<市内相談機関>

青少年育成センター (いじめ相談フリーダイヤル)

☎0120-423-006 (平日9:00~17:00)

教育委員会 教育サポート室

☎421-7869 (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

✉yshido@city.yotsukaido.chiba.jp (返信にはお時間をいただきます)

教育委員会 指導課

☎424-8925 (平日8:30~12:00, 13:00~17:00)

<市外相談機関>

子どもと親のサポートセンター (千葉県) ☎0120-415-446

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省) ☎0120-0-78310

ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター) ☎0120-783-497

子どもの人権110番 (法務局) ☎0120-007-110 (平日8:30~17:15)

千葉いのちの電話 ☎043-227-3900

